

社団法人 日本精神保健看護学会
「利益相反（COI）に関する規程」細則

1. 本会役員、学術集会会長、各種委員会等委員などのCOI自己申告

本会の理事長、副理事長、理事、監事、代議員、学術集会会長、各種委員会等の委員、本会事務局職員は、就任時の場合は遡って過去2年以内、ならびに就任後は毎年COI状態について自己申告しなければならない（本会「利益相反（COI）に関する規程」第4条に定める基準）。また、新たなCOI状態が発生した場合も、すみやかに自己申告する。これらの者が行うCOIの自己申告は、本会が行う事業に関連する企業・法人組織、営利を目的とする団体に関わるものに限る。

2. 本会学会誌、学術集会等での発表における COI 自己申告

1) 本会の学会誌である日本精神保健看護学会誌その他出版物で発表を行う著者全員は、

論文投稿時から遡って過去 1 年以内での発表内容に関係する企業・法人組織や団体とのCOI状態を、初回投稿時に投稿規定に基づいて記載し明らかにする。

2) 本会の学術集会、関連セミナー、公開講座等で発表・講演を行う発表者全員（共同演

者を含む）は、発表時から遡って過去 1 年以内での発表内容に関係する企業・組織または団体とのCOI状態を、演題登録時に明らかにしなければならない。発表時の開示方法については学術集会等の規定に従う。

3. 1.2.に定める「本会が行う事業に関連する企業・法人組織、営利を目的とする団体」

とは、以下のような企業・法人組織、団体とする。

(1)看護学研究を依頼し、または、共同で行った関係（有償無償を問わない）

(2)看護学研究で評価される療法、機器などに関連して特許権などの権利を共有している関係

(3)看護学研究で使用される機材などを無償もしくは特に有利な価格で提供している関係

(4)看護学研究に対して研究助成・寄付などをしている関係

(5)看護学研究で未承認の医療機器などを提供している関係

(6)看護学研究で、自らの地位・利権もしくは責務相反などの個人的利害関係が生じるような関係（上記(1)～(5)以外）

4. COI自己申告の基準について

開示すべき事項および自己申告が必要な基準を次のように定める。

1) 経済的な利益相反

- (1)企業・法人組織、営利を目的とする団体（以下、企業・法人組織や団体という）の役員、顧問職、社員などについて、1つの企業・法人組織や団体からの報酬が年間100万円以上の場合
 - (2)産学連携活動の相手先のエクイティ（株など）の種類（例、公開・未公開を問わず、株式、出資金、ストックオプション、受益権など）と数量の記載、株式の保有については、1つの企業についての1年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合
 - (3)企業・法人組織や団体からの1つの特許権の使用料が年間100万円以上の場合
 - (4)企業・法人組織や団体から支払われた日当（講演料など）については、1つの企業・団体からの合計が年間50万円以上の場合
 - (5)企業・法人組織や団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料が100万円以上の場合
 - (6)企業・法人組織や団体が提供する研究費については、1つの企業・法人組織や団体から医学系研究（受託研究、共同研究）に対して申告者が実質的に使途を決定し得る研究契約金で実際に割り当てられた額が200万円以上の場合
 - (7)企業・法人組織や団体が提供する奨学寄附金（奨励寄附金）については、申告者個人または申告者が所属する部局（講座・分野）あるいは研究室の代表者に、1つの企業・法人組織や団体から医学系研究（受託研究、共同研究）に対して申告者が実質的に使途を決定し得る寄附金で実際に割り当てられた額が年間200万円以上の場合
 - (8)企業・法人組織や団体が提供する寄附講座に所属している場合
 - (9)その他、研究とは直接無関係な旅行、贈答品などの提供については、1つの企業・法人組織・団体からの合計が年間10万円以上の場合
- 2) その他、学会の判断が必要と認めた利益相反

5. COI申告書の管理

本細則に基づいて学会に提出されたCOI申告書は理事長の監督の下、個人情報として厳重に保管され、原則的に部外秘とする。保管期間は、「1.本会役員、学術集会会長、各種委員会等委員など」と「2-1) 本会学会誌」の場合は2年間、「2-2) 本会の学術集会等」の場合は1年間とし、保管期間を経過した後には、理事長の監督下において速やかに削除・廃棄される。ただし、削除・廃棄することが適当でないと理事会が認めた場合には、必要な期間を定めて削除・廃棄を保留できるものとする。なお、COI申告書は「1.本会役員、学術集会会長、各種委員会等委員など」は本会事務所において、「2-1) 本会学会誌」は編集事務局において、「2-2) 本会の学術集会等」は各学術集会事務局において、保管するものとする。

COI申告書は、本指針に定められた事項を処理するために、理事会および倫理・利益相反委員会が隨時利用できるものとする。

6. 申告者のCOIの開示および公開

当該申告者の利益相反に関して、疑義もしくは社会的・道義的問題が生じた場合には、倫理・利益相反委員会や理事会の協議を経て、必要な事項について本会内部に開示あるいは社会へ公表するものとする。

7. 不服の申し立て期間

本会「利益相反（COI）に関する規程」第15条の「不服の申し立て」を請求できる期間は、措置に関する通知があった30日以内とする。

8. 改正

本細則は、理事会の決議により改正することができる。

附 則

本細則は、令和7年10月20日より施行する。